

加古川市生ごみ処理機等購入補助金の概要

令和8年度版

加古川市では、生ごみの減量を目的として、市民や市内事業者による生ごみの自家処理を促進するため、電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器を購入した方に補助金を交付します。

●補助対象者

以下の要件をすべて満たす、市民または市内の事業者が対象です。

- (1) 本市に居住し、且つ本市の住民基本台帳に記載されている個人で世帯主の者または、市内で事業を営む法人または個人事業主
- (2) 自己の責任において機器を設置し、適正に維持管理できる者
- (3) 堆肥等のできる機種については、自ら適正に堆肥等を処理できる者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 令和3年4月1日から申請日までの間に、当該補助金を受け取っていない者
※ 転入日又は事業開始日の、前日までに購入した機器は補助の対象外です。

●補助対象処理機

【電動式生ごみ処理機】温風乾燥型及びバイオ発酵(微生物分解等)型の電動式の処理機

【生ごみ処理容器】ボカシ容器やコンポスターなど

上記いずれか1台・基で小売事業者から購入する新品のもの

※ 機器のメーカー・購入店舗の指定はありません。

●申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 購入後6か月以内に申請してください。

※ 補助金は予算の範囲内での先着順になり、予算額に達しますと受付を終了します。
年度末に申請される場合は、環境政策課へ補助金の申請についてお問い合わせください。

●受付

各市民センター・東加古川市民総合サービスプラザ、環境政策課(市役所新館7階)、
オンライン申請

●補助金額

税別本体価格の2分の1以内で以下のいずれか

- (1) 電動式生ごみ処理機は上限 30,000 円で、1,000 円未満の端数は切り捨て
- (2) 生ごみ処理容器は上限 5,000 円で、100 円未満の端数は切り捨て

※ クーポンの特典、ポイントによる支払い分や値引き分、送料は対象となりません。

申請の流れ

- ① 電動式生ごみ処理機(生ごみ処理容器)を購入します。
- ② 下表の「申請に必要な書類」を準備し、必要事項を記入の上、申請します。
- ③ 環境政策課より、交付決定書が届きましたら、2の「請求に必要な書類」を記入し、通帳等のコピーを添えて提出してください。

1. 申請に必要な書類

| | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 申請書類 | 各受付場所及び市ホームページにあります ● 補助金交付申請書(個人用と事業者用があるのでご注意ください) ● 市税確認承諾書(個人用、事業者用ともに共通の様式です) |
| 2 | 製品保証書 コピー | お買い上げ日、氏名、住所等が全て記載されたもの ※ 保証書が空白の場合は、全て記入した上で保証書のコピーを添付してください。記入内容の不明な点は、販売店にお問い合わせください。 ※ 処理容器で保証書が無い場合のみ、取扱説明書のコピーを添付してください。 |
| 3 | 領収書 | 宛名、支払内容の内訳、購入日、購入店名等が明記されたもの 適格請求書が発行できる場合は、一緒に添付してください ※ 支払内容の内訳が不明な場合は、別途追加で資料をお願いすることがあります。 ※ インターネット・通信販売等で購入される場合は、領収書の発行について販売店にお問い合わせください。 |

2. 請求に必要な書類

| | | |
|---|------------|--|
| 1 | 請求書類 | 各受付場所及び市ホームページにあります ● 補助金請求書(個人用、事業者用ともに共通の様式です) ※ 補助金の交付決定後に、補助金請求書を提出します |
| 2 | 通帳等 コピー | 金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義が記載されたもの ※ キャッシュカード、口座番号連絡書などのコピーでも可 |

(問合せ先) 〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 環境部 環境政策課
TEL 079-426-5440

E-MAIL kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp